

独立行政法人国立青少年教育振興機構金庫管守規則

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3-14号

平成22年4月1日

一部改正

平成24年4月1日

一部改正

令和3年4月1日

一部改正

(目的)

第1条 この金庫管守規則（以下「規則」という。）は、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）会計事務取扱規則（以下「会計規則」という。）第11条第3項の規定に基づき、機構における金庫の取扱いについて必要な事項を定め、金庫を安全かつ確実に管守することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、機構の金庫を管守すべき者又は金庫内に保管する物を管理すべき者が、機構の金庫をもって第6条に掲げる物を保管し、その金庫の鍵を管理する際に適用する。

(定義)

第3条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- 一 金庫 別表に掲げる金庫をいう。
- 二 管守責任者 金庫を管守する者をいう。
- 三 保管責任者 金庫内に保管する物を管理する者をいう。

(管守責任者及び管守責任者代理)

第4条 金庫の管守責任者及び管守責任者代理（以下「管守責任者等」という。）は、別表に定める職にある者とする。

- 2 管守責任者等は、金庫を常に安全かつ確実に管守しなければならない。
- 3 管守責任者代理は、管守責任者が出張又は休暇等の理由により職務を行うことができない場合に、その職務を代理する。

(保管責任者及び保管責任者代理)

第5条 保管責任者及び保管責任者代理(以下「保管責任者等」という。)は、別表に定める職にある者とする。

- 2 保管責任者は、金庫内に保管するそれぞれの手提金庫及び重要な書類を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 保管責任者代理は、保管責任者が出張又は休暇等の理由により職務を行うことができない場合に、その職務を代理する。

(金庫の保管物)

第6条 金庫には、出納責任者及び出納担当者が出納業務に関わる現金、小口現金、つり銭準備金、預貯金通帳、有価証券、証書、金融機関への届出印その他重要な書類ならびに管守責任者が必要と認めるものを保管する。

- 2 管守責任者等は、現金、小口現金、つり銭準備金及びその他前項に掲げる物のうち出納責任者が手提金庫に格納すべきと判断する物については、手提金庫に格納のうえ金庫に保管しなければならない。
- 3 管守責任者等は、会計規則第10条第4項に規定する物については、別々に格納して保管しなければならない。

(鍵の保管)

第7条 金庫の鍵は、管守責任者等が保管する。

- 2 手提金庫の鍵は、保管責任者等が保管する。

(金庫の開閉)

第8条 金庫の開閉は、管守責任者等が自ら行い、閉めた後は、必ず施錠(ダイヤル等の回転を含む。)する。

(交替及び引継)

第9条 管守責任者等又は保管責任者等が交替するときは、それぞれの前任者は、保管にかかる鍵等を後任者へ引き継ぐ。

- 2 管守責任者等が交替したときは、後任者はダイヤル符号又は暗証番号を変更しなければならない。
- 3 管守責任者代理又は保管責任者代理が職務を開始し、又は終始した場合には、鍵等を後任者へ引き継ぐ。

(事故発生時の措置)

第10条 管守責任者等は、管守する金庫又は保管物に異状又は事故があることを発見したときは、直ちに出納責任者に報告しなければならない。

(金庫の異動報告)

第11条 管守責任者等は、金庫の異動（新設又は廃止等）があったときは、出納責任者に報告しなければならない。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

設置場所		金庫名 (資産番号)	管守責任者	管守責任者代理	区 分		保管責任者	保管責任者代理
本 部	財務部財務課	第1号金庫 (12345)	予算決算係長	財務課長補佐	手提金庫1	現金、有価証券、預金通帳	予算決算係長	財務課長補佐
					手提金庫2	現金	財務企画係長	
					〇〇箱	銀行印	財務課長	
					他		予算決算係長	
		第2号金庫 (〇〇〇〇)	出納係長	財務課長	手提金庫1	現金、有価証券、預金通帳	出納係長	財務課長
					手提金庫2	預金通帳	調達係長	
					〇〇箱	銀行印	財務課長	
					他	領収印	出納係長	
	第3号金庫 (〇〇〇〇)	調達係長	財務課長	手提金庫		調達係長	財務課長	
				他	証書、簿籍、契約書	調達係長		
	〇〇部	第〇号金庫 (〇〇〇〇)			手提金庫			
					他			
センター	宿直室	第〇号金庫 (〇〇〇〇)	総務係長	業務課長	手提金庫		総務係長	業務課長
					他		総務係長	
センター	業務課	第〇号金庫 (〇〇〇〇)	総務係長	業務課長	手提金庫	小口現金	事業推進係長	業務課長
					他	領収印	事業推進係長	
地方施設	事務室	別添のとおり	管理担当係長	次長	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	次長

設置場所	金庫名 (資産番号)	区 分		保管責任者	備 考
国立〇〇青少年△△ の家	第〇号金庫 (〇〇〇〇)	手提金庫1	現金、預金通帳	管理担当係長	
		手提金庫2	現金	管理担当係長	
		印箱	銀行印	次長	
		他		管理担当係長	